５福基課第９３７号

令和５年６月２日

市内児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者　ご担当者　様

相模原市長　本村　賢太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

子ども安全安心対策事業費補助金の所要額調査について（依頼）

日頃から本市の障害福祉施策の推進に格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和５年１月３１日付けで厚生労働省「こどもの安心・安全対策支援事業」が創設されたことに伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所が行う送迎時における未就学児・児童等の安全確保に向けた取組に対して、本市では令和４年度に引き続き、令和５年度においても予算の範囲内で費用の一部を補助することとしました。

つきましては、交付を希望される事業所におかれましては、下記提出期限までに、調書をご提出くださるようお願いいたします。

１　事業概要・交付要件等

（１）事業概要（補助対象経費等の詳細は、国要綱及びＱ＆Ａ等をご確認ください。）

送迎用バスへの安全装置の導入に係る費用に対し補助を行う

（１台あたり１７５千円を上限とする）

（２）対象経費

令和５年４月１日以降に着手し、令和５年１１月３０日までに確実に納品・支払及び市への交付申請まで完了するもの

（３）提出期限

　　　令和５年６月９日（金）【厳守】

（４）提出方法及び提出先

①提出方法　所要額調書【○○←事業所名を入れる】を電子メールに添付して送付

　　　　　※件名は「【事業所名】子ども安全安心対策事業の所要額調査について」

　　　　　　としてください。

②提出先　　相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課

　　　　　　　【メールアドレス】fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp

２　留意事項

（１）調書のシート下部に調書作成にあたっての説明が掲載されておりますので、必ず確認

の上、提出してください。

（２）「送迎用バスの」補助対象となる安全装置は、国のリストに掲載されているものに限ります。既に購入・設置が完了している場合で、その装置が国のリストに掲載されていない場合は、個別に相談してください。

★参考（内閣府ＨＰ・安全装置リスト）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

（３）この調書を提出することをもって、補助を確約するものではありません。

以　上

福祉基盤課　障害指定・指導班

担当　市川・川口・熊谷

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　042-769-1394